

輪島塗復興協議会 規程集

令和7年4月10日制定

【理事の職務権限規程】

(目的)

第1条 本規程は、輪島塗復興協議会（以下「本協議会」という。）の理事の職務及び権限を明確にし、適正かつ円滑な法人運営を図ることを目的とする。

(理事の区分)

第2条 本協議会の理事は、代表理事、業務執行理事及びその他の理事とする。

(代表理事の職務及び権限)

第3条 代表理事は、本協議会を代表し、業務を統括する。

(業務執行理事の職務及び権限)

第4条 業務執行理事は、代表理事を補佐し、事業の実施を担う。

(理事共通の義務)

第5条 理事は、善良な管理者の注意義務をもって職務を遂行する。